ロ　当該申請に係る産業廃棄物の処分を行う場合における当該処分の用に供する施設については、次によること。

(1)　当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。

(2)　産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第一項の許可（法第十五条の二の六第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであること。

(3)　保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

十　その他環境大臣が定める基準に適合していること。

（一体的処理の認定の申請）

第八条の三十八の四　法第十二条の七第一項の認定の申請は、当該二以上の事業者が、共同して、様式第五号の二による申請書を当該申請に係る産業廃棄物の積卸し及び処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。　（新規）

（一体的処理の認定の申請に係る書類）

第八条の三十八の五　法第十二条の七第二項の申請書（以下この条において「申請書」という。）に同項第二号の議決権保有割合に関する事項として記載すべきものは、次のとおりとする。　（新規）

一　第八条の三十八の二に規定する当該二以上の事業者のいずれか一の事業者が保有する当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者の議決権保有割合

二　第八条の三十八の二に規定する当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の百分の五以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の口数若しくは金額

2　申請書に法第十二条の七第二項第三号の実施体制に関する事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

一　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する事業者の名称

二　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者の名称

三　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）

四　第八条の三十八の二第二号に該当する場合にあつては、同条に規定する当該二以上の事業者のいずれか一の事業者がその役員（第二条第七号に規定する役員をいう。）又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員として派遣している状況

3　法第十二条の七第二項第四号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

二　当該申請に係る収集、運搬又は処分の範囲

三　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う区域

4　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　次に掲げる事項を記載した事業計画

イ　第二項第二号に掲げる者が行う当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容

ロ　当該申請に係る産業廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の行程